

項 目	神奈川県地方税制等研究会からの地方税財政制度のあり方に関する中間報告(12年5月)	財政健全化のための税制改革クラウドデザイン案(12年10月)	達 成 状 況	研究会からの今後に向けた提言	今後の課題及び取組方向
税 源 移 譲	<p>地方分権一括法では、国庫補助金や地方交付税といった財源移譲のあり方や、国から地方への基幹税目の税源移譲については、中長期的な課題として先送りされているが、こうした課題の解決なしには、地方分権も十分な展開をなし得ない。</p> <p>地域のニーズに沿った地方分権を展開するためには、国から地方への税源移譲等の改革を強く国に求めていくとともに、現行制度の中で認められた課税自主権を積極的に活用していくことが、現在、地方自治体に求められている。</p>	<p>本県としても、地方団体における個人所得課税及び消費課税の位置づけを高め、財源確保を図る観点から、現行の税源配分を抜本的に改革し、安定的な地方税体系を構築するよう国に提言する。</p> <p>個人所得課税及び消費課税における望ましい制度については、神奈川県地方税制等研究会の今後の検討結果を踏まえ、より具体的な提言を行う。</p>	<p><u>18年度税制改正において所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲(19年度実施)が決定</u></p>	<p>「地方税財政制度のあり方に関する報告書」(17年12月)</p> <p>地方自治体の税は、住民が等しく負担し合う税や、受益を意識できるような応益的な税を基幹税とすることが相応しいことから、所得税から住民税に更なる税源移譲を行うとともに、地方自治体における消費課税のウェイトを引き上げる必要がある。</p> <p>地方税のうち、偏在性が強く、現実的には応能負担となっている地方の法人関係税を、外形標準課税部分を除いて国に移譲し、国税における所得再分配機能を強化するとともに、地方交付税の原資とすることが適当。</p>	<p>本年6月に取りまとめられる予定の骨太方針において、増税を含めた歳出入一体改革の工程表が作成されるなど、第2期改革の方向性が盛り込まれる見通しであるなど、<u>今後、税源移譲のあり方等について整理し、時宜を逃さず、国に提言していく必要がある。</u></p>
外形標準課税の導入	<p>法人事業税は、法人の事業活動と都道府県の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税する物税であり、したがって、その課税標準は、法人の事業活動の規模を最も適切に表すものであることが望ましい。</p> <p>そうした意味では、生産要素である労働、資本、土地への対価として支払われた「給与総額」、「支払利子」、「賃借料」に「利潤」を加えた事業活動価値が最もふさわしい。</p> <p>事業活動価値を採用した場合には、中小法人の税負担が大幅に増加するため、これを緩和する観点から、事業活動価値の各要素に一定の課税計数を掛け合わせる手法を用いることが適当。</p> <p>一方、外形基準としては、簡素で事務負担が少ないという点も重要な要素であり、資本金額は、こうした実務上の要請からは最も望ましい。</p>	<p>本県としても、外形標準課税が可及的速やかに導入されるよう、国に強く働き掛ける。</p> <p>全国一律、全業種に広く薄く課する方式で、事業活動価値(給与総額、支払利子、賃借料、利潤)を原則とするが、中小法人への配慮等から、次にあげる措置を講ずることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動価値の各要素に一定の課税計数を掛け合わせる手法を用いること ・事業活動価値に資本金額を組み合わせること ・中小法人について軽減税率を適用すること 	<p><u>15年度税制改正において、外形標準課税が一部導入され、16年4月から適用される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円を超える法人に限り、外形課税(付加価値割と資本割)を導入。 ・外形課税の導入割合は4分の1(所得課税分4分3) ・負担緩和措置 付加価値割 報酬給与額について収益配分額の7割を超える部分を課税標準から控除 資本割 1千億円を超える部分を割落とすとともに、1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。 	<p>「法人事業税の外形標準課税の導入に伴う臨時特例企業税の見直し等について」(15年10月)</p> <p>今回の外形標準課税の導入については、都道府県の基幹税である法人事業税に事業活動の規模を反映する「付加価値額」と「資本等の金額」の組み合わせによる外形標準課税を導入したという点において、<u>十分評価できるものであり、当面はその定着を図るべきである。</u></p> <p>中小法人を外形標準課税の対象外とするとともに、対象となる大法人についても所得課税の割合が高いことなどから、<u>当研究会が考えた外形標準課税の本来の目的(応益性・公平性の確保、安定性の確保、独立税主義の確立)の達成には、今回の外形標準課税では不十分であり、所得課税中心の法人事業税体系の一部修正はされたものの本質的な部分は変わっていないと結論づけられる。</u></p>	<p>外形標準課税が一部導入され、ようやく最初の申告が一巡したところであり、当面は、県税事務所の調査体制の確立や法人の適正申告など、制度の定着を図るべきである。</p> <p><u>将来的には、外形標準課税の本来の目的を達成するため、事業税における外形標準課税の割合を高めるべきである。</u></p>
臨時特例企業税	<p>外形標準課税が導入されるまでの間の臨時的・時限的な対応として、地方税法の改正により、法人事業税の繰越控除制度の適用を遮断することが適当。また、この制度改正が実現されない場合には、法定外普通税・目的税の導入又は地方税法第72条の19の活用により、県独自の措置として、繰越控除制度を遮断するための方策を検討していくことが必要。</p>	<p>法人事業税は、行政サービスに対する応益原則の考え方に立って、すべての法人が応分の税負担をすべきであるが、当期利益がある法人であっても、欠損金の繰越控除の制度の適用により、税負担が生じないこととなっているため、外形標準課税が導入されるまでの間の臨時特例措置として、一定規模以上の法人にあっては相応の負担をしていただく措置としての法定外普通税の創設について検討する。</p>	<p><u>臨時特例企業税が、13年2月県議会で可決、6月22日の総務大臣の同意を得て、同年8月1日から施行される。</u></p> <p><u>16年2月県議会において、外形標準課税の一部導入に伴う税率の引下げ等を見直しを行い、21年3月末を持って条例を失効することとする。</u></p>		

項 目	神奈川県地方税制等研究会からの 地方税財政制度のあり方に関する 中間報告（12年5月）	財政健全化のための税制改革クラ ンドデザイン案（12年10月）	達 成 状 況	研究会からの今後に向けた提言	今後の課題及び取組方向						
法人二税の超過課税	<p>今日の神奈川県財政の危機的状況や、今後の増大する財政需要を考えるならば、基幹税目である法人二税の超過課税を実施しなければ、県として財政難に対処することは難しい。</p> <p>従来のような、所得割部分の税率を引き上げるといった、応能負担依存型の仕組みではなく、サービスを受けている全ての法人から一定の負担を求めるといふ、負担分人の考え方に立った超過課税を実施する必要がある。</p> <p>法人二税の超過課税の検討案</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税（引下げ） 5.6%又は5.7% 均等割の超過課税（引上げ） 標準税率の2倍 法人事業税の超過課税 標準税率の5%増し 不均一課税の基準額の見直し 	<p>本県が取り組まなければならない喫緊な重要課題に対処するため、現行の法人二税の超過課税措置を延長する。この場合、中小法人の厳しい経営状況に配慮し、超過課税の対象から除かれる中小法人の範囲を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税 5.8%（現行どおり） 法人事業税の超過課税 標準税率の5%増し（現行どおり） 不均一課税の基準額の引上げ 法人事業税 所得年5千万円以下 1億円以下 法人税割 法人税額年16百万円以下 26百万円以下 不均一課税の資本金の引上げ 1億円以下 2億円以下 	<p>（12年9月） 次により5年間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税 5.8%（現行どおり） 法人事業税の超過課税 標準税率の5%増し（現行どおり） 不均一課税の基準額の引上げ 法人事業税 所得年5千万円以下 1億円以下 法人税割 法人税額年16百万円以下 26百万円以下 不均一課税の資本金の引上げ 1億円以下 2億円以下 <p>（17年9月） 次により5年間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税 5.8%（現行どおり） 法人事業税の超過課税 標準税率の5%増し（現行どおり） 不均一課税の基準額の引上げ 法人事業税 所得年1億円以下 1億5千万円以下 法人税割 法人税額年16百万円以下 40百万円以下 	研究会からの今後に向けた提言	<p>現行地方税制において、超過課税制度は、その活用に制約が多いことから、<u>超過課税の制度を含め課税自主権のあり方について、地方自治体の裁量が拡大できる方向で、抜本的な議論を行うことが必要。</u></p> <p>地方税制等研究会において、中長期的な視点で、抜本的な議論をお願いする。</p>						
自動車税の超過課税	<p>都市の環境問題は年々深刻化しており、山積する課題に対応した環境保全のための基盤整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから、環境基盤整備に必要な財源を賄うための財源確保が求められており、その財源として、自動車税の超過課税が適している。</p> <p>自動車税は、低公害車の利用を促すような政策誘導効果を発揮できる税目としても有効であり、税制面からも環境配慮が可能となる。</p> <p>自動車税の超過課税の検討案</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー車 標準税率に対して 0.5 低燃費自動車、七都県市指定低公害車 同 1.0 上記以外の自動車 同 1.2 	<p>自動車によってもたらされる様々な行政需要に的確に対応するため、自動車の利用者に広く薄く応分の負担を求める考え方に立って、自動車税の超過課税を実施する。</p> <p>一方、環境政策の観点から低公害車に対する不均一課税を講じるとともに、福祉政策・公共交通政策の観点から軽減措置について配慮する。</p> <p>超過課税措置</p> <table border="0"> <tr><td>案</td><td>標準税率の1.2倍</td></tr> <tr><td>案</td><td>1.15倍</td></tr> <tr><td>案</td><td>1.1倍</td></tr> </table> <p>環境政策の観点からの誘導施策</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー車 標準税率に対して 0.5 低燃費自動車、七都県市指定低公害車 同 1.0 <p>福祉政策の観点からの減免対象の拡大</p>	案	標準税率の1.2倍	案	1.15倍	案	1.1倍	<p>〔自動車税の超過課税は、生活環境税制における大気のテーマの検討課題として整理された。〕</p> <p>平成13年度税制改正で自動車税にグリーン化税制が導入された。</p> <p>福祉政策の観点から、平成13年度から減免対象を拡大した。</p>	生活環境税制専門部会の第一次報告（14年6月）後に、環境対策としての自動車税の超過課税・不均一課税については、大気をテーマとする生活環境税制として地方税制等研究会の検討テーマとして位置づけられた。	
案	標準税率の1.2倍										
案	1.15倍										
案	1.1倍										

項 目	神奈川県地方税制等研究会からの地方税財政制度のあり方に関する中間報告(12年5月)	財政健全化のための税制改革クラウドデザイン案(12年10月)	達 成 状 況	研究会からの今後に向けた提言	今後の課題及び取組方向
生活環境税制	<p>神奈川の豊かな自然環境を守り、かつ、県民の良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を都市的な防災対策を含む幅広い生活環境対策の費用に充てる「生活環境税制(アメニティー税制)」の構築を目指すことが適当である。</p> <p>生活環境税制は、分権型社会において、県民が自分たちの住む生活空間にどのような快適さを求めるのかという意志を基盤としている。したがって、神奈川において構築される生活環境税制は、神奈川の持つ自然環境はもとより、歴史や風土、さらには文化といった神奈川固有の魅力を守り、育んでいこうとする県民意識が反映される。</p> <p>生活環境税制の理念上の分類</p> <p>環境保全税 ・環境汚染対策(大気,水質,土壌) ・産業廃棄物対策</p> <p>水源環境税 ・水道用水等の安定確保と水質の保全 ・森林等の保護・育成</p> <p>都市生活環境税 ・各種施設等の周辺環境対策(風俗営業施設、深夜営業店舗、旅館ホテル等、屋外広告物、プレジャーボート、駐車場)</p> <p>都市防災税 ・危険物貯蔵施設に係る安全対策</p>	<p>神奈川の豊かな自然環境を守り、かつ、県民の良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を都市的な防災対策を含む幅広い生活環境対策の費用に充てる「生活環境税制(アメニティー税制)」を検討する必要がある。</p> <p>具体的な個別税目の構築に当たっては、行政課題や課税対象に加えて、県税と市町村税のいずれかがふさわしいのか、また、市町村行政との整合性などを見極めつつ検討することとする。</p> <p>生活環境税制の基本的方向性</p> <p>環境保全税 環境汚染対策や廃棄物対策について、その施策の展開を踏まえ、講じうる税制について検討する。当面は、自動車税の不均一課税について、「環境保全」の目的に沿うよう、制度構築する。</p> <p>水源環境税 家庭や工場、事業所などで利用される水の安定的確保と水質の保全、それらの基盤となる水循環機能の保護に資する水源地域環境諸施策の充実を目的として、利用者負担の観点に立った「水源環境税(仮称)」の早期導入を図る。</p> <p>都市生活環境税 都市生活環境の保全と管理を図るために講じうる税制について検討する。</p> <p>都市防災税 都市防災対策について、その施策の展開を踏まえ、講じうる税制について検討する。当面は、法人二税の超過課税の充当目的である地震防災対策の中で、必要な財源を確保する。</p>	<p>(水源環境税関係) <u>水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税の導入</u> 水源環境保全・再生のための財源に充てるため、平成19年度から個人県民税の均等割と所得割に超過課税が導入されることとなった。(17年9月県議会成立)</p>	<p>(環境保全税関係) 「生活環境税制のあり方に関する報告書」(14年6月) 炭素税関係 ・炭素税については、地球温暖化対策の視点から検討されていることから、<u>施策の実施主体である地方自治体としても独自の検討を行い、国に提言すべきである。</u></p> <p>・炭素税は、国税として創設することを前提としないで、全てを地方税とする場合や国・地方の共同税とする場合、課税対象となる燃料の種別で国税、地方税に分けるなど、様々な方法が考えられる。</p> <p>・地方自治体においては、地球温暖化対策の効果を向上させるため、消費段階で課税される、全国一律の地方税として、炭素税なども検討の対象とすべきである。</p> <p>・神奈川独自の炭素税については、地球レベルで考える炭素税について自治体独自で設けることは、「負担の公平性」の観点から問題があるという考え方もある。</p> <p>・こうした意見を踏まえ、今後、全国一律の炭素税のあり方を論議する中で、神奈川という地域にふさわしい仕組みが構築できるのか、検討の対象とすべきである。</p> <p>大気汚染の改善は、健康の保全のためには早急に対処しなければならぬ課題であることから、<u>国における論議が進まない中で地方の財源を確保せざるを得ない場合には、地方自治体からも税制措置を積極的に検討すべきである。</u></p> <p>大気のテーマについては、<u>生活環境税制専門部会からの報告を受け、地方税制等研究会において検討を行う</u>っていただくこととされた。</p> <p>(都市生活環境税及び都市防災税) についての論議はされていない。</p>	<p>現時点において、生活環境税制として早急に検討すべき本県独自の法定外税や新たな超過課税制度の構想はなく、当面は、水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税の円滑実施が最大の課題である。</p> <p><u>大気のテーマをはじめとする生活環境税制の活用については、地方税制等研究会における議論を核にして、中長期的な視点に立って、検討を進めていくことが必要。</u></p>

項 目	神奈川県地方税制等研究会からの 地方税財政制度のあり方に関する 中間報告（12年5月）	財政健全化のための税制改革クラ ンドデザイン案（12年10月）	達 成 状 況	研究会からの今後に向けた提言	今後の課題及び取組方向
京浜臨海部等におけ る不動産取得税の不 均一課税		工場等の立地が制限される工業等 制限区域から除外された京浜臨海部 等について、企業誘致と土地の有効 活用を促進し、当該地域における産 業の活性化と雇用の創出を一層推進 するため、当該地域における一定の 不動産の取得に係る不動産取得税に ついて不均一課税を講ずる。	<p>京浜臨海部等における不動産取得 税の不均一課税の創設 （13年4月から5年間の措置、 18年2月県議会において更に5 年間延長）</p> <p>その後、産業活性化税制として次 の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業集積等の促進に係る不動産取 得税の減免措置(市町村支援減免) （14年9月から5年間の措置） ・産業集積促進のための法人事業税 （17年4月1日から22年3月 31日までに開始した事業年度 分）及び不動産取得税（17年1 月1日から22年3月31日まで の間の取得）の税率の特例措置 		今後、産業活性化の効果等 を見極め、必要な見直しを行 っていく。

神奈川県地方税制等研究会における今後の検討テーマ（案）

- 1 今後の税源移譲のあり方
 - ・ 税源移譲の基本的考え方
 - ・ 消費課税における税源移譲
(消費税増税の場合の地方消費税分の考え方を含む。)
 - ・ 所得課税における税源移譲
 - ・ 法人の所得課税との税源交換
 - ・ 具体的な税源移譲のシミュレーション
- 2 地方における法人課税のあり方
 - ・ 地方における法人課税のあるべき姿についての基本的な考え方
 - ・ 神奈川における法人課税の位置づけ
 - ・ 外形標準課税の現状分析及び今後のあるべき方向
- 3 地方税における税率設定等のあり方
 - ・ 標準税率、超過課税という我が国の税率設定の方法についての研究
- 4 地方における環境税制の検討
 - ・ 地方の環境関係税制の検討（炭素税、道路目的財源、グリーン化税制等）
 - ・ 水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税の運営のあり方についての検討
- 5 神奈川における生活環境税制の具体的な検討
- 6 その他課税自主権を活用するための税制上の課題の検討